



BAY HILLS

2025 年 1 月号

# ベイヒルズSR通信

〒221005 横浜市神奈川区栄町 11 KDX 横浜ビル 6 階  
TEL : 045-450-6701 ( 平日 9:00 ~ 17:00 )  
FAX : 045-450-6706



## 【今月の一言】

新年あけましておめでとうございます、本年も皆様にとって実り多き一年となりますよう心よりお祈り申し上げます。

2025 年もベイヒルズ SR 通信は引き続きお役立ち情報をお届けしてまいります。ぜひご活用ください。

## ハローワークにおける求人不受理の対象が追加されます

### ◆ハローワークにおける求人不受理の対象とは？

ハローワークの求人は、労働関係法令の規定に違反し、企業名公表等の措置が講じられた者からの求人の申込みについては受理しないことができると、職業安定法の政令に規定されています。

### 【対象となる主なケースと基本となる不受理期間】

労働基準法や最低賃金法の規定に、過去 1 年間に 2 回以上、同一条項違反で是正指導を受けた場合

是正後 6 カ月経過まで不受理

対象条項違反により送検・公表された場合

送検後概ね 1 年経過まで不受理

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の規定等に違反し、勧告等に従わずに公表された場合

是正後 6 カ月経過まで不受理

### ◆改正育児・介護休業法の施行にあわせて求人不受理の対象が追加

2024 年の通常国会で成立した改正育児・介護休業法は、2025 年 4 月 1 日より段階的に施行されます。この改正法の施行にあわせて、求人不受理の対象が追加されます。

### 【2025 年 4 月 1 日から追加】

① 労働者が家族の介護の必要性に直面した旨を事業主に対して申し出たことを理由とした不利益取

### 扱いの禁止への違反

#### 【2025 年 10 月 1 日から追加】

- ① 労働者から確認された就業に関する条件に係る意向の内容を理由とした不利益取扱いの禁止
- ② 柔軟な働き方を実現するための措置(3 歳から小学校就学までの子を養育する労働者に対する始業時刻等変更等の措置)の実施義務
- ③ 事業主が講じた柔軟な働き方を実現するための措置に係る申出をしたこと等を理由とした不利益取扱いの禁止を定めた規定への違反について

【厚生労働省「第 376 回労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会 資料」より】

## 1 月 20 日から、希望する離職者のマイナポータルに離職票を直接送付するサービスが始まります

### ◆離職票が使われる場面

離職票とは、雇用保険の被保険者が離職後に求職者給付(基本手当等)を受給するために必要な書類です。離職票は現在、ハローワークから事業所を通して離職者に送られていますが、2025 年 1 月 20 日から、希望する離職者のマイナポータルに直接送付するサービスが始まります。離職者がハローワークで求職の申込みをするには、事業所から離職票が届くまで 1 週間から 10 日ほど待つ必要がありましたが、新サービスを使えばその期間が短縮されます。事業所は離職者に離職票を送る手間が省けます。

### ◆離職票が送付されるまでの流れ

現在事業所が行っている手続きでは、離職証明書は 3 枚複写になっており、ハローワークはそのうち事業主控と離職票を事業所に郵送または電子送付します。事業所はその離職票を離職者

に郵送します。

2025 年 1 月 20 日より一定の条件を満たした場合、希望すれば離職証明書の事業主控は事業所に、離職票は離職者のマイナポータルに直接送付されるようになります。

### ◆離職票のマイナポータル直接送付のために事業所がやるべきこと

- ① 被保険者の方に被保険者向けリーフレットを使って周知しましょう。このサービスが被保険者の任意であることに留意する必要があります。
- ② 被保険者本人のマイナポータルで、マイナンバーがハローワークに登録されているか確認してもらいます。登録されていない場合は、事業所が「個人番号登録・変更届」をハローワークに提出し、マイナンバーを登録してください。
- ③ 被保険者のマイナンバー登録が済んでいる場合は、被保険者本人にマイナポータル上で「雇用保険 WEB サービス」との連携設定を行ってもらいます。(2)(3)は資格喪失届提出の 2 週間前までに行ってください。
- ④ 雇用保険の離職手続を電子申請で行ってください。電子申請ではなく紙様式でハローワークに届け出た場合は、離職票は従来どおり事業所経由となります。

【厚生労働省「[事業主の皆さまへ]2025 年 1 月から、希望する離職者のマイナポータルに「離職票」を直接送付するサービスを開始します!」より】

## 1 月の税務と労務の手続

### 【提出先・納付先】

#### 【10日】

- 源泉徴収税額(※)住民税特別徴収税額納付 [ 郵便局/銀行 ]

※納付特例を受けている場合は、2024 年 7 月

～12 月の徴収分を 1 月 20 日までに納付

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出  
<前月以降採用の労働者がいる場合> [ 公共職業安定所 ]

#### 【31日】

- 法定調書  
・源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表提出 [ 税務署 ]
- 給与支払報告書の提出  
<1 月 1 日現在のもの> [ 市区町村 ]
- 固定資産税の償却資産に関する申告 [ 市区町村 ]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付  
<第 4 期分> [ 郵便局または銀行 ]
- 労働者死傷病報告の提出  
<休業 4 日未満、10 月～12 月分> [ 労働基準監督署 ]
- 健保・厚年保険料の納付 [ 郵便局/銀行 ]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [ 年金事務所 ]
- 労働保険料納付<延納第 3 期分>
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [ 公共職業安定所 ]
- 外国人雇用状況の届出  
(雇用保険の被保険者でない場合)  
<雇入れ・離職の翌月末日> [ 公共職業安定所 ]
- 固定資産税に係る住宅用地の申告 [ 市区町村 ]

#### 【本年最初の給料支払日の前日まで】

- 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出 [ 給与の支払者(所轄税務署) ]
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え [ 給与の支払者 ]